

市営住宅の定期募集回数等の変更について

現在、年4回実施している市営住宅の定期募集について、市民サービス向上の観点から、空き家募集について、募集回数を年6回に増やすこととする。さらに窓口での受付に加え、郵送及びインターネットでの受付を追加する。

なお、住宅困窮者募集については、窓口で申込者と直接面談の上、入居の判定を行う必要があるため、今後も現行どおりの募集回数（年4回）及び受付方法（窓口のみ）とする。

1 変更内容

区分		現行	改正後
募集回数	空き家 (新婚、親子 近居含む)	年4回 (2.5.8.11月)	年6回(2回追加) (2.4.6.8.10.12月)
	困窮者※	年4回 (2.5.8.11月)	年4回 (2.6.8.10月)
受付方法	空き家 (新婚含む)	窓口	窓口 郵送、インターネットを追加
	困窮者	窓口	窓口

※ 困窮者募集の資格要件を満たす方は、空き家募集にも重複申込ができる

2 変更時期

平成27年2月から開始

3 変更による効果

- ・ 募集回数の増加により、申込機会が増え、市民の入居希望に早く応えることができる。
- ・ 従来の窓口受付に加え、郵送及びインターネット受付を開始することにより、市営住宅の入居申込がしやすくなる。
- ・ 退居から次の入居までの期間が1～2ヶ月程度短縮される見込みである。

4 今後の予定

平成26年12月より「市ホームページ」等で市民に周知するとともに「市政だより」に掲載の予定。